

平成 27 年

新 城 市 教 育 委 員 会

1 月 定 例 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

平成27年1月新城市教育委員会定例会会議録

1 日 時 1月22日(木) 午後2時30分から午後5時40分まで

2 場 所 鳳来総合支所3階 教育相談室

3 出席委員

原田純一委員長 花田香織委員長職務代理者 川口保子委員
滝川紀幸委員 安形茂樹委員 和田守功教育長

4 説明のため出席した職員

夏目教育部長
小林教育総務課長
櫻本教育総務課参事
夏目学校教育課長
鈴木生涯学習課長
柿原文化課長
加藤文化課参事
佐宗スポーツ課長

5 書 記

請井教育総務課庶務課長

6 議事日程

開 会

日程第1 11月・12月の会議録の承認

日程第2 1月の新城教育

- (1) 教育長報告
- (2) 12月の行事・出来事

日程第3 協議・報告事項

- (1) 教育方針について(教育総務課)
- (2) 新城教育憲章(案)の決定について・新城教育憲章趣意説明書について(学校総務課)
- (3) 中学生議会について(教育部長)
- (4) 新城市教育委員会の委員の定数を増加する条例の一部を改正する条例(案)について(教育総務課)
- (5) 鳳来寺小学校改修計画と作手小学校及び山村交流施設実施設計中間報告につ

いて（教育総務課・文化課）

- （6）新城市就学指導委員会の条例の一部改正について（学校教育課）
- （7）新城市いじめ防止基本方針について（学校教育課）
- （8）新城市いじめ・人権サポート委員会及び新城市いじめ・人権問題調査委員会
条例の制定について（学校教育課）
- （9）新城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
（生涯学習課）
- （10）平成27年新城市成人式の開催結果について（生涯学習課）
- （11）「新城市の自然誌－地学編－」の発刊について（文化課）
- （12）第39回新城マラソン大会結果について（スポーツ課）

次回定例会議（案） 2月26日（木）午後2時30分
（鳳来総合支所3階 教育相談室）

閉 会

○委員長

平成27年1月の定例教育委員会会議を始めたいと思います。よろしく申し上げます。

日程第1 11月・12月の会議録の承認

○委員長

日程第1の11月・12月会議録の承認を行います。

日程第2 1月の新城教育

○委員長

では、日程第2の1月の新城教育ということで、教育長報告をお願いします。

○教育長

それでは、4点をお願いします。

1点目はインフルエンザですけれども、現在、東三河のほうでは大変な猛威をふるっているわけなのですが、本日の小中学校における市内の出席停止の子どもたちは98人ということです。鳳中、新小、東郷東小、東陽小の4校において、5クラスが学級閉鎖になっております。

2点目ですけれども、平成27年ということでございますけれども、市制10年、それから戦後70年という年で、教育委員会制度も大きく変わるということ。それから、一昨日ですかニュースになりましたけれども、60年ぶりに学校統合の方針が変わったといったということが報道されております。大きな転換点にあると思うわけですが、教育委員会制度につきましても、新城市教育委員会では、地教行法の改正と同時に新城市の教育行政のあり方について検討を進めて来ましたし、昨年度末にはプレ総合教育会議を開いたということで、しっかりと対応が進められているのではないかなと思います。

また、統合につきましても、平成18年度に再配置の調査・研究をして、それから平成21年に再配置指針を出して、地域の総意に基づいて統合を進めていくということで現在進んでいる段階であるので、国より先んじて子どものこと、地域のことを考えてやっているのではないかなと思います。

3点目ですけれども、1月の新城教育について。1月8日に校長会、今年度最初の校長会を開催しました。教育長の初心、学校統合と、合併10年ということで新城市の教育の歴史をまとめる、記録する必要があるな、ということで各学校でも心づもりをお願いしますといったお話しをしました。

それから、1月16日から21日にかけて第3回の校長人事面談を行いました。この面談では、校長意見を尊重しまして、それぞれの先生方一人一人の教師力の向上と、チームとしての学校力の向上を目指しての人事について意見を交換いたしました。

それから、1月10日、聞いてください私の話ですけれども、毎回のことながら小学生、中学生、高校生の子どもの意見というのは本当に純粹、ストレートで、私たちの心に響くものがありました。より多くの方々にもっともっと聞いていただきたいなという思いがいたします。

それから、1月11日に消防出初式が桜淵グラウンドで行われました。ことしも千郷中の少年消防クラブがポンプ操法を行いました。子どもたちの様子を見ますと、きょうも中学生議会の子どものたちの質問を見る機会があったんですけども、本当に自覚を持って助けられる人から助ける人にと、あるいは地域のためにボランティアをしたいという前向きな気持ちでひしひしと感じられる内容が多かったわけです。こうした子どもたちの気持ちに応えられるような教育行政、施策、あるいは市の職員の対応の仕方というものが必要なのではないかなと思います。

それから、同じ11日午後、成人式が行われました。前半の式典は厳粛に、また和やかな雰囲気の中で行われたと思いますし、後半の新成人夢を語るですか、ここはまた今年は漫才があったり、歌があったり、それぞれ個性的な人生観を述べられたりということで、アットホームな、ユニークな、そんな式典になったのではないかと思います。

それから、1月13日、マラソン大会ですけども、3,000人近くの選手が本当にすばらしい天気の中で設楽原を快走することができました。後ほどスポーツ課のほうからも連絡があると思いますけれども、地元の小中学生、高校生も頑張りました。しかし、5キロとか10キロとか長距離になると、ちょっと出場者も市内では少ないということで、陸上の走るといった面、子どもころから親しんでいけるといいなと感じました。

4点目、教育委員会の発信ということなんですけども、教え子からの年賀状に、父親となった教え子なんですけれども、こんな文言がありました。親の立場になってみると、学校教育の情報発信の乏しさを感じました。こんな人間に育てるためにこんな教育をするんだ、そのために家庭ではこんなことをお願いしますというふうにならないものでしょうか。もっと明確な情報発信をしてくださいというような文言が書いてありました。まさに親が真剣に子どものことを考えると、そういったニーズがあるというふうに思います。

したがって、これから学校だけでなく、新教育委員会制度になるわけですので、市の教育委員会、あるいは教育委員からの発信も一層工夫して出していくことができたかなと思います。

以上4点です。

○委員長

ありがとうございました。

では次に行きます。1月の行事・出来事ということで、教育総務課お願いします。

○教育総務課長

平日、8日に東三河庶務担当課長会議がありました。こちらについても、教育制度の改革についての意見交換をいたしました。22日、本日、定例教育委員会です。

29日ですが、議員報告会、定例記者懇談会があります。ここでは、この後に御議論いただきます教育憲章についてパブリックコメントを行うということで、議員それと記者へ発表するという予定にあります。

それから、休みの土日・祭日・夜ですが、21日に鳳来北西部の再編会議のほうへ私と参事、係長と出てまいりました。

○委員長

学校教育課お願いします。

○学校教育課長

8日木曜日ですが、第9回の校長会議が行われました。また同日、第3回の教育研修会が行われました。3会場に分かれまして、八名小学校、そして鳳来中学校、作手中学校ということで、各評価部会がこの1年の振り返りということで会を持っております。

13日火曜日です。新城市の教育論文提出日となっております、本年度53本論文が提出されました。昨年より約10本程度多くなっているかと思えます。

16日、19日、21日、この3日間にわたりまして第3回の校長面談が行われております。内容については、先ほど教育長が言っていたとおりであります。

26日月曜日です。これから、来年度新規採用予定となる予定者に対しての面談を行う予定であります。

土日のことですが、10日土曜日です。聞いてください私の話。当初21組31人の子どもたちの参加という予定になっておりましたが、そのうちの2組が風邪等で欠席しました。子どもたちが自分の思いをしっかりと述べていただく姿が印象的でした。

○委員長

生涯学習課お願いします。

○生涯学習課長

平日であります、16日の金曜日に県の教育委員会主催であります人権教育指導者研修会が豊橋でありましたので、参加してまいりました。

それから、来週であります、刈谷で県の社会教育委員連絡協議会と県の公民館連合会の合同研修会ということで、今までそれぞれの団体で研修会を実施していたのですが、今年度初の試みとして両団体が合同で研修会を来週開催する予定です。

土日ですが、11日日曜日に成人式、後ほど報告させていただきます。

それから、今度の日曜日の25日に市の子供会が主催する冬季スポーツ大会が総合公園で行われます。競技種目はサッカーとグランドゴルフと今回、長縄跳びの回数を競うということで、ちょっとアトラクションつけ加えて開催する予定であります。

それから図書館であります、30日の金曜日に三河公立図書館協議会の打ち合わせということで、次年度の運営について豊田市の中央図書館のへ館長が出張する予定であります。以上です。

○委員長

文化課お願いします。

○文化課長

8日に作手の山村交流施設の物件補償の交渉を行っております。

それから9日ですけれども、文化協会の新春初釜茶会が文化会館で開催され、出席をいたしました。

16日ですけれども、豊川市の桜ヶ丘ミュージアムが1月17日にリニューアルオープンということで、それに先立ちまして内覧会に参加をしております。

それから20日には、愛知県の芸術文化センターで市町村文化行政ネットワーク会議が開

催され出席しました。

それから22日、本日午前中ですが、1月26日が文化財防火デーということで、設楽原歴史資料館で消防署等の協力によりまして文化財の防災訓練を行いました。

3日に国指定の無形文化財であります鳳来寺田楽が行われております。

17日に設楽原歴史資料館で本年度、第5回目のふみの蔵コンサートを開催しまして、約70人の来場者がありました。

今後の予定になりますが、24日の土曜日午後1時から文化会館で、文化事業の第5回高校生の祭典、こちらを開催する予定です。

それから27日に文化事業で、来年度、市制10周年を記念して行われる予定の豊かなる調べコンサートの実行委員会、それから28日に作手古城まつりの実行委員会を開催する予定です。

31日には今年度6回目の長篠城址史跡保存館歴史講座を開催する予定であります。

○委員長

自然科学博物館お願いします。

○文化課参事

15日木曜日には、JAの文化講座で、河原の石ころから見る奥三河の地形と地質についての講演を行ってまいりました。

そして予定ですが、30日金曜日に「新城市の自然誌―地学編―」の発行予定です。後ほど報告もさせていただきたいと思っています。

土日につきましては、11日日曜日に野外学習会、桜淵の野鳥を観察しようを桜淵公園中心に行いました。

○委員長

では最後、スポーツ課お願いします。

○スポーツ課長

6日火曜日に新城市バスケットボール教室を開催いたしました。浜松・東三河フェニックスのプロ選手による指導ということで、市内中学生のバスケットボール部に呼びかけたところ、110名の参加がございました。

7日水曜日でございます。新城ラリーにつきまして、磐田市より視察に訪れております。

同じく、マラソン大会の職員説明会ということで、2回に分けて開催させていただきました。

22日から23日、本日でございます。B&G指導者研修会ということで、東京で開催されます。松井、河合の2名が出席しております。

26日月曜日、会計検査員によります会計実施検査、地域再生計画について検査があります。

27日火曜日、体育主任者会議、3回目となります。

同じく27日、新東名開通イベントの打ち合わせ会がございます。

28日水曜日、B&G全国サミットが東京で開催されます。教育長さんにも出席いただく予定になっております。

29日木曜日、東海4県のスポーツ推進員研究大会の準備ということで書かせていただいております。その下段にも書いてございますけど、30日から31日にかけて東海4県スポーツ推進員研究大会が蒲郡市で開催されます。本市のスポーツ推進員が同じ東三河で開催されるということでお手伝い、また研究大会の実行委員となっております。

10日土曜日でございます。子どもスポーツクラブが開催されました。

13日火曜日、マラソン大会の主任、副主任者会が行われました。

18日日曜日、第39回新城マラソン大会が開催されました。

22日木曜日、スポーツ推進員の総務委員会が開催されます。

31日土曜日、済みません。先ほど申し上げましたので、割愛させていただきます。

○委員長

では、何か御質問等あったらお願いします。

○委員

10日の聞いてください私の話についてなんですけど、気になることがありましたので、お願いいたします。

真ん中より裏のほうに座っていたんですけども、カメラの連写の音がうるさくて話を聞くのに集中できなかったということがありました。

それで、どんな人が写されているのか見てみたんですけども、40から50歳ぐらいの男の方が一人と、それからもう一人いたんですけど、私の前の方だったんですけども、1部より2部の方を写しておられて、小さい子よりも大きい子、男の子より女の子というそんな感じがいたしまして、どういふのを写されたか見ていたんですけど、ちゃんと写ったかなということもその方確認されておりましたし、それから名前の名札があったんですけど、その名札もたまたま写しておられたんですね。

最初、保護者の方かと思ったんですけども、どうもそんなふうに見えなくて、その方の横の横が空いていて、女性の保護者の方が二人いたんですけど、最初その方たちは、親切な、どういふ方か知らないけど、たくさん撮ってくれるわけねって態度だったんですけど、途中で「えっ」というようになりまして、体が固くなるのが後ろで見ていてわかったものですから、その方がどういふ目的でたくさんの写真を撮られているのかなということがわからなかったものですから、ちょっと気持ちが悪いなということをおもいました。

音楽会なんかではカメラとか録音を禁止されておりますが、これからお考えいただければと思うんですけども、そういうことがありました。

○委員長

聞いておいていただければと、そういうことですか。

○委員

それで結構です。

○教育長

東海4県は、集まる人数がすごかったよね、どのぐらいだった？

○教育長

3,000人が一堂に会する会ですので、蒲郡のどこでやるとお思いますか。

もう競艇場しか3,000人が集まる場所がないので。

○委員長

マラソン大会のときにドクターヘリで運ばれた子、後藤君でしたかね、あの子のその後は何か聞いています？

○スポーツ課長

当日、開会式前に後藤君が倒れられ、そんな情報が本部のほうに入って来ました。看護師を依頼しておったんですけど、開会式前ということでもまだ来てない。とりあえずAEDを持って、倒れられたというところへ駆けつけると、消防署の方々がいて、既にもう手当をしている最中でした。症状としましては重度のけいれんということで、これは運んだほうが良いという判断がされ、ドクターヘリにより、開会式最中に運んだわけでごさいます。大会終わりました4時ごろ、父兄の方から後藤君の所属するスポーツグループの代表の方に連絡が入りました。内容としましては4時ごろにはもう家に帰って休んでいるという状況で、あくる日に精密検査を受けるという形で連絡がありまして、父兄の方から素早い対応をしていただきましてありがとうございますというようなお礼の言葉も伺っております。

以上でございます。

○委員長

本当に大変だったと思うけど、ドクターヘリを要請して、すぐにそういう体制をとったということは最高の手当ですからね、本当によかったと思います。ありがとうございました。

○委員

毎回この報告を伺っているんですけども、例えば2月どんなことが大きなことで予定があるのかとか、この時、教育委員会のおきに出していただけないかなって時々思うことがあるんですけど。

○教育長

教育長報告のおきは入れていたんですけども、各課の報告になったので、ただ、やっぱり課として非常に大きなものがあるおきには、この報告の中で入れさせていただくという形でいきたいと思おいます。

○委員

本当に大きなものだけでもいいので。

○委員長

じゃあ、そういうことでよろしいですかね。

○委員

特に学校の再編会議とか、一遍見に行きたいなと思ったりすることが何度かあったとかして、情報するのは差し支えなかったでしょうか。

○委員

やっぱり自分の地域だったりすると、どうなのって聞かれたりすることがあるものから、できれば。

○委員長

では、日程第3の協議・報告事項に入りますが、ごらんのように大変多いので、できるだけ協力して、効率よく進められるよう、よろしくお願ひしたいと思います。

日程第3 協議・報告事項

○委員長

では、1番の教育方針について、教育総務課お願いします。

○教育総務課長

教育方針については教育長からお話しします。

○教育長

平成27年度の教育方針ですけれども、本来ならこの場で一度読んでという形になるわけですけれども、先ほど教育委員研修会のほうで読んでいただきましたので、そこは記録には残すけれども、この場では割愛させていただきまして、読んでいただいた後に委員の皆さま方の御意見をいただいて、そして修正し、次のプレ総合教育会議のほうで修正したものを検討したいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長

では、よろしくお願ひします。

○委員

私が思いましたことは、家族とか家庭生活の重要性に触れていただきたいと思いました。

4の家庭・地域で推進するということでもそうなんですけれども、3の共育の充実のところのちょうど4の前のページの1、2、3行目の高度成長の都市化云々というところもございしますが、そこもやっぱり家族、家庭のことに直結すると思いますので、どちらでも結構ですので、家族や家庭生活の重要性というのをに入れていただけたらと思いました。

○委員

今の件ですか。家族・家庭というのは基本になることはもちろんだと思うんですけれども、それを強調する立場に教育委員会がそんなに強くあるのかなというふうにちょっと思ったりするところがあります。

家庭は何もしなくてもよくて、社会にあれこれお任せできてしまうみたいな流れがあるとするれば、それはちょっと危惧すべきことだとは思いますが、一方というか、そういうどこかに集中してしまうんじゃなくて、みんなでやろうねというようなことを共育では言っていると思うんですよね。それぞれが、それぞれの役割というものを果たしていきましようということだと思うので、そういう観点から、家庭とはということも言っただけのとうれしいかなというふうに思いました。

セーフティネットみたいな話まで言及するかどうかみたいな話もありますけれども、なかなかそこは機能しない、そういう家庭があるからこそ、いろいろなことをみんなで考えなきゃいけないくて、公共というか社会というのは、そういう家庭の子どもたちに対して何ができるのかというふうなことを真摯に考えていかなきゃいかんのかなと思うんですよね。なので、そのこのところというのは、きちんと認識した書き方というか、決して

恵まれた家庭の子どもばかりではないので、そこへの配慮を欠くことのない書き方ができればいいなと思っています。

○委員

私、ピアノを教えさせていただいて感じていることは、ピアノを習いに来るぐらいですから、ある程度裕福な御家庭だと思うんですけども、お母さん方が昔に比べていろいろなことを教えてないということを感じるんですね。あいさつの仕方だとか、あるいはよそのお家ではこういうことをしてはいけないんだとか、そういうやっぱり基本的なことがなかなか欠けているということを感じております。

親御さん自体も気がつかないということもあるのかなとか思うんですけど、親御さんは、自分の家庭のことも視線がいつも外に向いているような感じがするんですね。外に向かっているほうが楽っていうんでしょうか。家の中の細かいことは、よそさまにお願いして直していただければいいのかなという感じを感じることがあるものですから、外に向くことも大事だけれども、内向き、家族を見ることも大切だよってことを一言言っていただければ、今は素直な方も多いものですから、「ああ、そうだ」っていうふうになってくださるんじゃないかなって、その一言だけではあれですけども、今まで道徳もそうですけれども、欠けている部分というと家庭生活、家族というものについての言及が少なかったかなということを感じているということです。

○委員長

そうすると、委員さんの言われるのは、4の家庭・地域で推進する共育の支援のところで、例えば3行目あたりの基本的な生活習慣や人間関係のマナーを学校・家庭・地域で協力して身につけていこうとするものと、昔は家庭や地域で行われてきたことですが、家族や地域社会の変化の中で弱体化してきた事柄について再度市民こぞって取り組もうというものでという、このあたりに関わってその重要性を触れてほしいとそういうことですね。

○委員

はい。一言、家族・家庭という言葉が入るといいなということなんですけど。その大切さというんですか、はい。

○委員

僕は共育の思想から言えば、例えば家庭・地域・学校と三つセクターがあるとすれば、それぞれのセクターが、それぞれが自立というか立していなければならぬというのが大前提にあるので、川口委員が言われるように家庭もちゃんときちんとしていないとだめですよという話があるんです。

多分、足りないものは補い合うという話なので、この家庭に任せておいてもこの子だめになると思えば、それを救う者もほかのセクターで補いましょうという話がこの共育の現状なので、どれかが強調されるべきではないような気がするんですね。共育のコンセプトをきちんと明確に出しておくことのほうが、どこかがすくむというような状態にはならない。

おっしゃることは非常によくわかりますし、我々含めて、全然世間知らずだったり、子

どものことになると全然ほかのことをまるで考えなくなっているということは現実的にはあるんですけども、これは地域であっても同じことがあったりとか、そういうこともありますので、ここはやはりそれぞれのセクターが反省しながら、足りないものを補うという共育の真骨頂のところをきっちり前に出していけばいいんじゃないかなと思います。

○委員長

あと、どんなことでも。

○委員

僕は、一番最初のページの一番下ですね。これはいつから、いわゆる新教育委員会制度が導入されるかという話とかかわってくると思うんですけど、教育委員会というところはどういうところなんだという話で今回変わっていくということがあります。そこと、最後に7番で課題と展望というところで、いわゆる組織というか仕組みというか、少し触れているので、この辺はいつから導入かで大分変わってくると思うんですけども、これいろいろかかわるところがいっぱいあると思うんですね。

例えば憲章文をまちのほうでつくりましたと。前から私としてはすごく懸念に思っているのは、教育委員会と子ども未来課のいわゆる立ち位置と、子どもを本当に真ん中、中心にすえるのであれば、どういう組織編成が一番いいのかとか、教育委員会が全部、ゼロ歳から15歳、もしくは二十歳になるまでの子どもに対して全部責任を請け負うような仕組みにしていくのかどうかということ、この新しい教育委員会制度が成り立つころに一回ちょっと触れて、だからこそこういう組織編成になるんだという話をどこかで展開するのがいいんじゃないかと。政府も本気がどうかわかりませんが、小中一貫教育をやるとかいう政府方針も出ていますし、これからどんどん変わってきます。

それから、少人数とか複式学級のほうが実は、私の記憶ですと、田舎から来る子どもって物すごくみんな秀才が多くて、何だろう、先生が手厚かったのかそれはわかりませんが、どんどんいわゆる学習が進んでいたりとか、そういったところもあるので、実は逆手にとって小さな学校からそういうすばらしい人材をどんどん出していくというような、そういう何か教育ビジョンも共育とともに何か少し教育方針に出せるといいなというふうに思っています。

○教育長

ただ、それは市長部局との調整が要りますので、まさに総合教育会議の中で今後調整協議をしていくという形にならざるを得ないかなと思います。

○委員長

今言われたのは、3番のさっき教育長さんが言われた文科省の出した公立小中学校の適正規模配置の基準や考え方のその中で、小規模校のよさをやっぱりこのところでちょっと述べてとそういうあたりですね。確かに小規模校多いもんね。

○委員

学校も、教師も、家庭も、地域もこぞって、みんなでいわゆる盛り上げるというんですかね、そういうところに行ってほしいな。あまり金太郎飴みたいな話はやめて。

○委員

これは、議会で27年度の教育方針として語られる内容だと思いますので、どこまで突っ込んで具体的にするかというのが難しいところがあるだろうなとまず感じます。

基本的にすごくわかりやすく、いい文章でまとめられていると思います。それから3番のところで、先ほど言われましたように文科省で出された統合に向けての指針というか手引きというのがありましたけど、あれは小学校6学級以下でしたよね。新城市の場合は6学級未満だったと思うのですが、それが21年度に再編成の指針としてまとめられていて、本当に先見性があるということを思います。新城市の再編成に向けてのスタンスというのはすばらしいものがあると私は受けとめています。

なぜかという、昨年末に田原市は27校でしたかね、それを半減するという方針を教育委員会が主体で出されましたよね。地域住民は寝耳に水だというそんなニュースがあったものですから、田原市の場合は教育委員会が主体になって統合を進めるということで、それを後押しするような形で今度、文科省のほうから出されています。新城市の場合のスタンスは、地域の住民あるいはPTA保護者の総意をもとに統廃合を進めるという方針でやられています。ですから、ここに書かれているような内容で非常にスムーズに、トラブルもなく、反感もなく、統合が進められていると思うんです。ですから、ここはアピールしてもいいところだし、この内容でいいのではないかなと思いました。

課題のところ、7番のところに課題がちょっとまとめられておりますが、6番のところにも課題が入っているように思いますし、4番のところにも課題も入っているように思うのですが、それぞれの課で重点的に取り組む方針ですので、それはやむを得ないのかなと思っています。

どれも必要なことで、家庭、地域で言うと、類似した行事を調整するということは、これから本当に必要なことだろうと思いますし、教育委員会だけでなく、市全体で調整することも必要ではないかと思っています。

1点だけわからないところは、7番目のところの新城学校教育史というところですが、これは必要なことだと思うのですが、どの時点ぐらいからまとめられる予定でいるのかということです。まだ具体的にはなっていないのかもしれませんが、例えば中学校でいうと30年史だとか50年史でこれまでまとめてきていますよね。でも小学校関係でいうと教育百年史ぐらいからずっと、それ以降まとめられていないのではないかと思います。ちょっと質問ですが。

○教育長

随分間が空いてしまったなということを感じるんですね。それは教育史においてもそうだし、新城市の市史においてももう随分間が空いてしまったと。ということは、その時間の経過の中でそれぞれの貴重な事実が散逸してしまうということがあるわけです。

したがって、とりあえずこういうことをやっていきたいという心づもりをしてほしいということは、具体的には各学校での教育史をまとめてもらって、そして、それが過去、先人たちがまとめた教育百年史、そこからの引き継ぎであってもいいし、それを増補するものであってもいいと思うんですけれども、やれる範囲でしっかりやっていきたい。

とりあえずは学校、そしてその中から代表者を出して、どういうふうにするかという方

針を見出していききたいなど。方針が見出して来たら、新規の事業に載せていくことができたらなどということを考えています。その準備段階として、必要なことですので、必要なことをやらないというのは怠慢ですので、怠慢は許されないとします。

したがって、まずは教育史のほうからやっていきたいということです。

○委員長

じゃあ、2番、子どもの幸福を目指す学校教育のところですけど、最初に「新市が発足した」からずっと第1段は「進めて来られたと思います」ということで、今までの歴史が書いてありますよね。その次に「まずは」って出てきているんですけど、ここのつながりもう少し何か一言あったほうがうまくつなげられるのかなという感じを受けました。

○教育長

2を受けておられたね、二つはを、第1段落の…つまり。

○委員長

ここからここまでは歴史ですよ。

○委員長

そもそもね。

それで、「まずは」っていうこれは？

○教育長

ここの2を受けてるわけ。1は、単に心構えだけなので。

○委員長

二つ目を受けて「まずは」なんですよ。

○教育長

そうです。

○委員長

わかりました。結構です、それじゃあ。

○委員長

それから、3番の共育の実現を目指す学校環境の整備のところ、右のページです。右のページの3段落目かな。「作手、鳳来西の対象地域では共育の理念のもとに地域の新しい学校づくりに取り組んでいます」ですよ。これが前の学校統合にかかわるようなあたりにつないだほうがよかったかなということを感じたんです。つまり、高度成長期のこの部分が、どうなんですかね、文章のつながりとして。

○教育長

統合のことを前のほうで述べているんですけども、これは一般的な見解であって、学校統合の中に共育の理念を入れるという発想はかつてなかったんですよ、全国いろいろ統合を進められているけれども。でも、今後の統合というのは、それを入れないと人口減少社会の中では成立しないというふうに思ったんですよ。もう共育の形でのまちづくり、地域活性化、学校教育の振興というのがなされないと、幾ら統合してもまた同じことの繰り返しだというふうに思うわけですので、共育の実現を目指す学校環境の整備としてこうした設計をしているんだということでここへ位置づけている。

○委員長

わかりました。

こういうふうに来たときに、ここの部分ね、ここの部分とこの作手、鳳来西のというところの何となくつながりがどうなのかなということのを思ったもんですから、突然出てきたような感じがするので、そこのところをちょっと。

○委員長

今のところだね、山村交流施設。

○委員

一番初めの1の新しい制度の発足のところなんですけれども、第1段落の一番下です。「その都度振り回されるようなことがあっては学校教育現場が混乱し、子どもは戸惑います」というふうにして結んであるんですけれども、これじゃあいかんという理由のもっと大きな意義みたいなものがあると思うので、現場の混乱だったり戸惑いとかということではなくて、育てる方向性自体を見失ってはしませんかということだと思ってしまうので、最後はだめなんですかね、そうこと言っちゃ。そこでまとめた、そのための教育委員会制度だったりすると思うので。最後はそれでまとめていただけるといいかなということをおはちょっと思いました。

それから、第4段落の上から3行目ですけれども、一番最後の「教育の普遍性を踏まえて」とありますが、普遍性を踏まえるのかな、使命を踏まえるのかなということをおはちょっと思ったんですけど、私ここは教育の使命ということじゃないかということをおは思ったので申し上げたいなと思しました。

次、共育のほうの第2項の第3段落のところの下から3行目なんですけれども、「ほかにも各学校においては、それぞれに共育の日を開催していますので」というふうにして書いてあるんですけれども、共育の日として開催してらっしゃるところもあるかと思うんですが、いろいろなやり方でやっているんじゃないかと思うので、共育にかかわる事業をみみたいな書き方のほうがいいかなというような気がしました。共育の日というのは、6月の第2土曜だか日曜だかというような形で決まっているんですよ。なので、ここの表現が少し、いろいろな共育の要素を入れているものすべてを伝えたいということではなかったですか。どうですか。

○教育長

基本的には、市として統一する共育の日がこの6月の一日であって、それ以外の共育の日については各学校でその事情において工夫するということですので、むしろ各学校がせっかく共育の事業をやっているんだったら共育の日何々と冠をつけてもらいたいというのがやはりこちらの希望ですね。

○委員

それとですね、4番の一番下の段落ですけれども、図書館活動のことなんですけれども、情報発信のあり方、情報源としての役割というのは図書館活動というふうにして、ある意味限定されていますが、情報には間違いはないんですけれども、もう少し含みのあるプランはありませんかって聞きたいなと思ったのと、それから、もしあるのであれば、書けない

かなと思いました。

それから、これの第1段落のところなんですけども、下から2行目のところ、「市広報ほのかに毎月掲載したり」というところなんですけども、これは何を？

○教育長

共育12を。

○委員

月々のめあてを。

○教育長

第一面に載せてあります。

○委員

はい、わかりました。

それからですね、アウトドアスポーツのところなんですけれども、パワートレイルがこれでアップされていて、4月の12日の件だと思うんですけれども、今までDOSをやってきたことで、市民レベルの動きみたいなものも結構頑張り始めているんですよね。だもんでトレイルとか、そういう事業が出てきていたりして、それを私としてももちろん応援したいと思っているんですが、今までやってきたDOSがそういうふうな新しい事業を生んできている。外側にもいろいろな事業を生み始めているよと、そういうところは書けると、これまでの一つのいい形をつくり出しているという、ロールモデルかなと私は思っています、載せられないかなということをおもいました。

○教育長

それじゃあ、図書館について生涯学習課長。

○生涯学習課長

はい。

○教育長

ほかに新しいプランはないかということなんですけども。

○委員

プランがあるかないかというか、そのプランを考えていこうかなというような動きはありますかというか、新しい時代の図書館のあり方みたいなものを研究したりとか、そういうのはありますか。

○生涯学習課長

資料にありますように、「市民の心のオアシス」というような表現が出ておりますが自分はたたき台で「サロン」というような言葉を使ったんですけれど、その意図は気軽に皆さんが集まってというような場所にもしていけるといいなあ、という思いはあります。

○教育長

というのは、図書館へ入って右側は飲食が可能な場所なんだけれども、例えばサロンのならあそこへ集まって話をする。あるいは新聞等においてもあそこで見られるというような状況をつくっていくってこと？新聞雑誌コーナーは、一切飲食はだめなんだけれども、サロンのっていうことであると。

○生涯学習課長

場所はやっぱりある程度限定しないと、書物なり、そういう紙のものを扱っていますので、具体的にどこの場所かというのは。今の施設の形態から言うと、入口入って右側の部分をそういうふうにしていって、ということが現実的ではないかと思います。

○教育長

そこで会話が交わされていて、いろいろ話し声が聞こえてもいいという前提で？

○生涯学習課長

奥に子どものコーナーがありますので、どうしてもその声がうるさいという利用者の方もみえますし、少し声を上げている子どもたちを注意すると、なんて厳しい図書館の規制なんだろうとクレームをつけられる方も両方もみえるので、そこをちょっとどの辺で折り合うかというのが考えどころかなと思います。

○教育長

なかなか難しいかな。サロンの実現は。

それじゃあスポーツ課、DOSの市民レベルへの広がり、新しい展開という点については？

○スポーツ課長

せっかくこういった形でアウトドアを推進している以上、そういった市民レベルに広がっていくということは非常にいいことだと思います。

今回、先ほど出た、「だもんでトレイル」という初の試みになるかと思うんですが、市民レベルから出てきた、DOS事業としてやられるのは。ですから、そういったものが出てくれば、やっぱりどこかで紹介していくのもいいのかなと思います。

○教育部長

今の委員さんの話も、だもんでトレイルですね、あれ非常にいい試みだなって、私も応援しますよ、頑張ってくださいよという話は山田君とはしております。

ただ、これは市としてスポーツツーリズムをもっともっと推進していきましょうという取り組みの中の一つの目としてできたものだというとらえ方をしております。

ただ、それを行政でどんなふうにバックアップしていくのかという部分は、まだ何も検討されていないんですね。ですので、そこら辺がどうかということなんですね。まだ全くどうなっていくかわからないということがあるものですから。そのところをちょっとやっぱり考えどこにはある。

ただ、応援はして、そういったことがどんどん、どんどん進んでいけばいい。今、市長がスポーツツーリズムをもっと推進していきましょうということ打ち上げている、その先を見通すと、例えばそういったイベントなんかを開催をして、それが業として成り立つようなふうになっていけばすごくいいというようなことを市長は言っております。なかなかこれ簡単なことではないと思うんですが、その先駆けとなる可能性はあるなという取り組みではあります。

○教育長

具体的な名前はちょっと難しいかもしれないですけども、そういった姿勢は文言として

ね。

○教育部長

そうですね。

○教育長

それから一段落の、まさに言われるとおりで日本国憲法の平和とか国際貢献だとか、そういう理想とか、教え子を再び戦場に送るなどといったようなことについて述べるか述べないかということなんですよ、そういった高い理想について。当然そこが根幹になっているんですけども、そのあたり御意見を伺って。なかなか政治問題になりがちなのところもあるもんですから、微妙なところなんですけどね。

○委員長

どういう言葉がいいと思います、そのところは。

○委員

今言われた、あまり好戦的な言葉ではなく表現しなきゃいかんだろうなということにはちょっと思っていました。具体的に何て書くかというふうなことまでは、済みません、思っていなかったんですけども。困っちゃうでって印象でまとめるのは、ここで今までずっと話をしてきたことが反映し切れていないんじゃないかなという気がしたもんですから。

○教育長

それじゃあ、教育基本法か憲法、それを出して、その前文の言葉を引用して、こういうことの実現が危ぶまれるという形によっと考えてみます。

○委員

危ぶまれると書くとか、私たちはこれをきちんと守っていきたいって書くのか、その辺があれなんですけど、そこは先生にお任せしますが。

○教育長

一番大事。

○委員

戦後70年という言葉はちょっと重いかなという気がしますね。確かにそうなんですけども。何となく集約される方向がそれぞれみんな違うような気がするので、とらえ方というか、あまりここで一方向にとらえられないほうがいい。言いたいことは山ほど私もありますけども。戦後70年という言葉には物すごくいろいろな見方があるなという気がしてななんです。

○委員長

じゃあ、まだまだいろいろあると思いますが、今もう1時間超過しちゃったもんですから、一つだけで1時間超過してしまいましたので。

○教育長

それでも、どうしてもここはっていうところを。

○委員長

そうそう。どうしてもということがあったら言っていただいで。

○委員

2のところなんですけれども、2の裏、3の共育の実現の前のページなんですけれども、ここは心の健康について書いてあると思うんですけれども、体の健康、さっきスポーツのことが出ましたけれども、体の健康についてはスポーツ云々ということはありませんけれども、触れられていないもんですから、やっぱり心とともに体の健康についても一言どこかで触れていただければと思います。

○教育長

スポーツのほうで今部活の検討とか、より子どもたちにスポーツの機会をとということで検討していますので、スポーツのところちょっと入れておきます。

○委員

3の共育のところ、鳳来北西部地区ではのところなんですけれども、「共育広場を構想することはできませんが」って、入れなくてもいいと思うっていうか、共育施設ができるというふうなことをもっと肯定的に表に出してもいいかなと思っていることと、ここでちょうど書いてあるような新しいチャレンジみたいなものっていうのが構想されていくということ、私はすごく期待しているので、そういう希望の持てる書き方をこちらにもしてあげてほしいなという気がするんですが。

○委員長

それでは(2)のほうに入ります。

新城教育憲章(案)の決定について・同趣意説明書について、教育総務課お願いします。

○教育総務課長

お手元のところで、新城教育憲章(案)と次のページに新城教育憲章総意の趣意説明書が付けてあります。それについて、本日はこの趣意説明書について御議論いただくということになっております。

ちょっとその前に今後のスケジュールを先にお伝えをしたいと思います。教育憲章はこちらの教育委員会で案をまず決定をいただきまして、1月29日に、先ほど申しましたけれども、議員定例報告会と記者懇談会という形で、この案を御提示をいたします。と同時にパブリックコメント、これが一般市民に対して案を提示するということですが、2月27日から3月27日、1カ月間、市のホームページでパブリックコメントをいたします。同時に、教育委員会と行政、本庁であると行政課、支所であると作手の地域振興課で閲覧をできるような形にして意見をいただくこととなります。意見を集約後、最終的には4月23日、4月の教育委員会の定例会で新城教育憲章、教育委員会としての決定をしたいと思いますというふうに考えております。

その後のいきさつについては、またこの場で御検討いただくことになるとは思いますが、今後これを最終決定をするのに議会にかけるのか、それとも発表を市民憲章と同様に10月の市民憲章発表のときに同時にするのかとか、今後のスケジュールについてはまた御検討いただくということになります。

本日は、とりあえず憲章の趣意書について御検証をしていただきたいと思います。

では教育長、お願いいたします。

○教育長

昨年12月に教育憲章と趣意説明書をお手元にお届けしました。それぞれ読んでいただいて、御意見を持ってみえると思いますので、後ほどお聞きしたいと思います。

その前に、市長預かりとなっておりますさまざまなことについて一応、三役会等で検討した結果をお手元にお渡ししましたので、それについての御意見を伺いたいというふうに思います。

1、2、3、4とあるわけですがけれども、まずは2番の新教育長制度に移行のときをいつにするかということ。それが決まると他のいろいろなものが決まってくると思います。これまでの教育委員会議会で話し合われてきたこと、幾つかの案を提示する中で、ゴチック体で示した部分が一応市長預かりの回答という形になっております。

第1点ですがけれども、新教育長制度に移行の時というのは平成28年の4月1日、平成27年度一年経過したその翌年度のスタートのところですね、ここでどうだろうかということです。

それから、新城教育憲章の発布の日なんですけれども、当初、市民憲章と同じ歩みをとというような意見もあったんですけれども、そもそも論で考えると、この教育委員会制度に対しての検討であったということから、新教育長制度に移行の日がどうだろうか。

それから、教育委員の人数につきましては、現在と同じ6人と、教育長が教育委員を外れても教育委員は6人ということはどうだろうかということでもあります。

まず、この点について委員の皆さまの御意見を伺いまして、結論を出していけたらなということをお願いします。

○委員長

まず、2番のC案の平成28年4月1日、ここの時点で新教育長制度に移行するという点について意見を聞いて、まずこれを決定して、あと考えるということですね。

2番のことについて御意見があったら、賛成意見でも結構です。

○教育長

補足しますと、A案の平成27年の4月1日というのは、改正地教行法が施行される日ということです。これは時間的に無理であると。それから、新教育長制度が27年度中の早い時期にと、できるだけ早い時期にというのも委員さん方の意見の半数でございましたので、平成27年の某日ということ。これも非常に有力な意見であると思うわけなんですけれども、そのC案の平成28年4月1日、1年経過した後というのは、教育長の任期というもの、初めと終わりの期日を考えたときに、年度当初というのがさまざまな点で都合がいいのではないか、支障がないのではないかとということでもあります。

それから、多くの教育委員会がするであろうというD案、それぞれの教育長、現教育長の任期満了の日をもって新教育長に移行するという、この四つの案ですね。その中からC案でどうだろうかということでございます。

○委員長

今までもこのことについて話し合ってきて、それぞれ意見があったんですが、大体これにまとまりましたよね。ここで採決とりますか？

○教育長

前回半数、フィフティ・フィフティだったので、最後ではきちっと採決を採ったほうがいいという気がします。

○委員長

じゃあ、意見がありましたら。

○委員

三役会で決まったことなんですか。

○教育長

決まったというか、方向づけられたという。

○教育長

でも、現在は、教育委員会は独立機関でありますので、こことしての意見をきちんと集約したいというように思います。

○委員長

特に意見ございませんか。

○委員

28年の1月1日というのは迷うんですよね。どちらがいいかというのは、私もちょっとよくわからないんですが。28年4月1日ですと1年以上あとですよね。年度当初という意味合いではやりやすいのかなというふうに思うのですが、教育憲章の制定というのがこの前の中日新聞では15年に制定というように確か載っていましたかね、新聞発表されたのが。

○委員長

これ？この間の記事ね。

○委員

はい。

○委員長

ここに取ってあります。

○委員

ちょっとそのところが。

○委員長

2015年度に制定する考えを明らかにしたと、こう書いてあります。

○委員

15年度ですと27年度に制定するということですか。そうすると28年4月1日でも…。

○教育長

発布はそれで十分整合性はつきます。

○委員

そこが今ちょっと気になったんですが。

○委員長

それは別に問題はないと思います。

○委員

問題はないですかね、はい。早く制定したいので、早くという気持ちもあるんですがね。

○委員

A案ですと、これはもういろいろな事務とか、・・・事務というのですか、それでもう間に合わないということですよ。そういうことですよ。ですから、A案はもうないという、はい、わかりました。

○委員長

じゃあ、C案で賛成という方、挙手願います。

(賛成者 挙手)

○委員長

それじゃあ満票ということ。

では、その次に1へ戻っていいですか。1のB案、新教育長制度の移行の日でよいかどうか、御意見をお願いします。

○教育長

公布という、これ言葉の問題ですが、発布のほうがいいですよ。公布という、どうしても上目線でやるような感じですので。

○委員

ここは前から言っているとおり共育の日が非常にいいんですけども。それが間に合うかどうかということ。

○委員長

6月13日でしたかね。

○委員

そうです、はい。市民憲章と同じ日に、先に打ってもいいんじゃないかなと、すごく思います。

○教育長

公表をね。

○委員

はい。

○教育長

それで発布を。

○委員

そうです、そうです。

○委員長

もう一遍確認してください。

6月13日の共育の日に発布できればいいけれども、できなければ市民憲章と同じ10月1日がいいんじゃないかと、そういう意見ですね。

○委員

そうですね、公表するのはその日。

○委員長

発布じゃなくて、それは公表ですか。

○委員

どういう形がいいのか、ちょっとわからないですけど。

○教育長

ただ、そのこのところも新市発足10周年というところに合うかどうかというところなんだよね、教育憲章が。市民憲章はまさにぴったり、10周年記念というイベントに合うと思うんだけど、教育憲章というのが合うかどうかというそのこのところですね。

○教育部長

議会とはまだその辺のところは、まだ交渉はしておりません。というのは、スケジュールが決まったのがそんなに前ではないものですから、できていないということです。

要は6月議会、いわゆる議会へどんなふうにかけていくのか。その辺のところは市民憲章と同じような歩調をとる必要があるのかなという気がしますので、市民憲章のほうはまだ？マークなんです。ですので、ちょっと身動きがとれない状況なんです。

○委員長

ちょっと念のために確認ですけど、このA案、これはいつになってます？

○教育長

4月1日、平成27年4月1日。

○委員長

それじゃあだめだね、これは。

○教育長

だから、D案として共育の日というのがあるんですね。

○委員

そうですね。

○教育長

ただ、スケジュール的に間に合うかどうか。

○委員

そうです。もともとが27年4月1日で法律が変わりますよという話なので、本当は4月1日でどんと出せるのが一番いいと思うんですけども、市教育憲章自体は。多分それは無理な話だと思うんですね。

○教育部長

先ほどもちょっと教育長が言われていたんですけど、市民憲章と教育憲章って立ち位置が違う、根本的に違う。なぜ教育憲章をつくるのかというのは、今回の地教行法の改正によって政治的な圧力というですか、そういったものが従前よりも強くなってしまう。それを何とかしっかりした教育の独立性というか、そういったものを担保するために教育憲章をつくりましょうというのが一番の根本にあるわけですね。そうしますと、その地教行法は、ことしの4月1日に施行されるものですけども、経過措置があって、要は新教育長にかわった段階で完全な形になるわけですよ。そのタイミングでどうだというのが来年4月1日という話になってくるのかな。

ただ、これちょっと微妙ですので、総合教育会議なんかは4月になれば始まる。その時

点で首長の権限というのは強まってくるので、それ前に決めちゃおうかという考え方もあるとは思いますが、そこら辺が考え方ですね。

○委員

例えば4月の教育総合会議で教育委員会と市長で、それはもうこの日に出すんだという話を決めるというやり方もありますよね。

○教育部長

ただ、その時に議会をどう関与させるかという部分で、3月の定例議会はもうできませんもんですから、間に合わないもんですから、次の定例議会は6月なんですね。それよりも前に議会にかけますよという答弁を前にやるということは、これは御法度ですので、できませんので、そここのところなんですね。

○委員

僕の意見は早く出したいという話ですから、せっかくなので、早いとこ提示したいんです。

○委員長

6月13日にできれば一番いいというわけですね。

その可能性は、さっき言ったように非常に微妙だということですね。

○教育部長

微妙なんです。

なるべく早くということであれば、先ほど私申し上げましたように、そもそも教育憲章がどういうスタンスで出来上がってきたのかということを考えれば、議会で例えばこの承認をいただく、可決をする段階でもう即スタートというのが一番早い段階ですよ、議会に某かかけるとすれば。

だから、教育委員会としては、共育の日がある。タイミングとしてはそういう時に打ち上げになるもんですから、いいということなんですが。ただ、スケジュール的になかなか難しいという部分がある。

○教育長

だから、できるだけ早くということで、議会の承認を必ず得るということであれば、6月議会が終わるのは6月末ですので、あるいは7月1日をもってというような形でも可能ですよね。これは早いというだけでね。

早いと言っても、いわゆるこの手続をとってやっていくのならば、できるだけ早く、いわゆるこの憲章の意義とは別途にね。

○委員

そうですね。

○教育長

だから、D案として共育の日、6月13日または議会承認を得た段階での早期の某日。議会承認後のできるだけ早い日。

○委員長

その6月の、例えば記者懇談会がありますよね、6月にも。

○教育部長

毎月あります。

○委員長

そういった時じゃあだめですか。意味づけはできないということですね。

○教育長

意味づけは、時期は離れているけど、半年前だけれども、こういう意義でやりますって説明をすることになるだね。

○教育部長

議会のお墨付きを得るとしたならば、議会で承認、可決をされた段階が正式なものになりますが、ただ例えば6月定例議会にそういった議案を出しますよというのは、これは事前に一応公表というかオープンにしますので、本会議の開催期間中に先立ってそういった動きをとりますので、物そのものはその時点でオープンになるんですね。だれでも見れるような形にはなりませんですね。議会のお墨付きを得て正式なものになりますよと。事前の段階ではまだ案の段階だっというような形ですね。すべての議会に諮る議案というのは、そういうものです。

○教育長

だから、公表はそういう形でやって、発布を新教育長の案にすればいいわけだね。筋は通るわけだね。できるだけ早い時期にというのと、それから発布の意味と。

○委員

本当は配れるものがあると一番よかったんですけどもと思いますね。

○委員長

そうすると、今のD案の共育の日または議会承認後のできるだけ早い時期とそういう意見が結構強いんですけど、あとどうでしょう。

○委員

B案ですと、これは新教育長さんのお土産という大変ですけど、そういうものを持って始まりましたよっていうインパクトは大きいですよ。

○教育長

だから、D案とB案の折衷案としては、議会承認後の公表、それから発布は新教育長制度以降の日と、こういうふうに二本立てでやっていけば…。

○委員長

公表と発布ってどう違うんですか。

○教育長

公表は広く知れ渡ることになる。

○委員長

これは、拘束力はないんだね。

○教育部長

効力を発揮するのは、28年4月だと何のために早くするんだと。ただ知らしめるというか、オープンにするよというだけでは実がないですね。

先ほども言いましたように、なぜ教育憲章をつくるのか。それは、政治の介入を極力防ぎましょう。それを効力はありませんよ。けども、実質はそういうようになって来ちゃっておりますよという、何っていう意見は出てくるとは思いますけどね。

通常はちょっと、私もちょっと要望で言ったんですけども、発布というのは公布と一緒になんですね。通常公布、法律を公布する時期と、それが実際に効力を持たせる施行の時期というのは、同時であったり、ずれたりしますので、発布というと公布ですので、恐らく公布とイコールですので、施行をいつにするのかというものだと思います。

ただ、これは法規文ではないですので、憲章というのは、それがすんと当てはまるかどうかというのはちょっとわからない。日本国憲法は発布なんですね。

○委員長

大体それで6カ月後です、施行は。

○教育部長

周知期間というのがありますね。

○委員

でも出す意味は、やっぱり27年4月1日というのから変わるという話なので、本当は4月1日にそれが出るのが一番いいと思うんですけども、それを受けて最短で出すところで、最大限人に伝えられる日が共育の日だと思うので、それだったら筋が通ると思うんです。

○教育長

施行を新教育長でなくて、改正地教行法施行の日というところで、そこでさかのぼってやると、こういうこともあるわけでしょう、法令だったら。だから、平成27年4月1日発布ということで、ただ承認は、たまたま議会の関係で遅くなるということであれば、主導権はこっちが持っているんだね。このままだと主導権は議会にあるわけですので。

○教育部長

それは多分、議会がうんと言わないんじゃないかと。

○教育部長

そう。議会は追認をするだけの話になってしまいますので。そういうもんだというふうにすればまた別ですけど。

○教育部長

要は、議会に諮るというのは、どれだけ確固たるものにするというか、重いものにするかということの手法の一つですので。市民憲章が同時に動いておる。市民憲章が例えば議会に諮って、教育憲章は諮らないよっていうと、なぜってというようなことが出てきますので、やはり歩調はそろえる必要があると思います。

○委員

市民憲章と同じ10月1日に発布というか公布をして、10月1日以降、事前に公表をして、市民憲章と同じ、28年の4月1日に有効になるということはいかがですか。市民憲章と同じですと、同じ日に出せば、インパクトというか、教育憲章に興味がない方といったら失礼ですけど、ない方にも届きますし、実際の効力は28年の4月1日というのはいかがでし

ようか、その考えは。

○委員

それならさっき部長が言った10周年、市制10周年とどう教育憲章がかかわりがあるのかという話になると、少しき弱じゃないのかって話です、意味合いとして。

○教育長

やっぱり市制10周年のメインは市民憲章だと思うんですね。並行して教育憲章を出すということであると、ちょっとやっぱり趣旨がずれてくるかなという感じがします。

○委員

市長も記者懇のときに、全然10周年記念事業なんかじゃないよと。それを問題にしてやっているわけではなくて、制度改革についての危機感を強く持ったがゆえに、こういうふうにして憲章をつくるんです。だから、一緒にしないでねということをして記者におっしゃっていたので。

○教育長

まず10周年記念の10月1日に出すことが是か非かというところ、その後どうするかということだね。

○委員長

ちょっと済みません。1時間半たったので、ちょっと5分間トレイ休憩をとります。ちょっとその間に頭を冷しながら、今の問題を考えてください。

休 憩 午後4時00分

再 開 午後4時10分

○委員長

再開します。

何か新しい意見とか、この意見がいいとかありましたか。

○委員

やはりできるだけ早い時期にということを見ると、最短でいうと市議会が6月にあって、それで承認をされて、7月の早い時期にというのが一番いいのではないのかなというように思います。

○委員長

要するに、共育の日だとか何々の日でなくて、とにかく一番早い時期でそれでいいと、そういうことですね。

○委員

はい。わかりやすいですね、そのほうがね。公表はするけれども施行は後になってと、そういうような形をとるよりは、法律ではないので、公表時点で新城市はこういう方針ということもインパクトもあると思います。

○委員長

法律が変わって、とにかく最大限、できる限りの早い時期で公表したいと、そういうこ

とですよ。

○委員

法律が後になって改正されるということがありますが、先に新城市は公表して、こういう教育方針でいくということで、打ち出せばいいじゃないかなと思いますけどね。

○教育長

そういう面では7月1日だね。

○委員

キリがいいところだとそういうふうになると思います。

一応、教育行政の施行日というのは、まだはっきりはわかりませんよね。

○委員長

そうすると一番早い日でも7月1日で決まっていますか？

○教育長

一番早ければね。

○委員長

一番早いのが7月1日、6月の例えば28日。

○委員

共育月間中という考え方をして6月中に出したいと思うか、7月1日にするか、ウルトラCがもし使えれば共育の日にはやれるのかみたいなのかなと思ったんですけど。

○教育部長

6月の定例市議会が、初日が6月12日なんです。これまだ予定ですけども、26日が最終日の予定です。

○委員長

要するに今、委員の言われたのは、とにかく最大限、議会で承認されて一番早い時期に出すと、そういうことで、教育長さんがそれに対して7月1日だねというふうに言われたんですけども。先程の意見は6月の共育月間のうちに出したいということでした。

○委員

出したいというか、その考え方の整理としてそうかなと思って、ウルトラCが使えてやれば、それは私も一番それがいいかなと思っています。

ただ、その日に物が無いので、お配りすることにならないので、各学校で校長先生が墨で書いてもらうというみたいなのが楽しいじゃないかと思うんですけど。それはそれでもいいんですよ。

○委員長

無難なところで7月1日か、最も早くというのは。

○教育部長

そうですね。

○教育長

いろいろな法令になるのは1日というのが多いんだよね。わかりやすい。28日に決まったら、なんで28日だって逆に。

○委員長

全体的には早い時期にということですよ。はい。

じゃあ今、基本的には安形委員の言った、できるだけ早い時期にと。

○教育長

議会承認後のできるだけ早い時期と。

○委員長

一応今の意見で賛成の人、挙手してください。

(賛成者 挙手)

○委員長

じゃあ、できるだけ早い時期と。タイミングは教育長に任せるといいですか。

これから熟慮していきます。

○委員長

じゃあ次、3ですね。新教育長制度発足の後の教育委員の人数ということで、A案の6人がどうかということですが、御意見はどうですか。

○委員

異議ありません。

○委員長

これね、異議なしということよろしいですか。念のために挙手してもらいます？じゃあ、これで賛成という方、手を挙げてください。

(賛成者 挙手)

○委員長

じゃあ、おろしてください。では、A案の6人とそういうことです。

これ4は、どういうふうに扱えばいいですか。

○教育長

4は、それぞれの委員さんが考えていただいて、またプレ総合教育会議等で御意見を言っていたきたいというふうに思います。

○委員長

新城教育憲章案についても、もし御意見があればということですが、基本的にそちらのほうはもう何回か検討しているのでいいかなと思います。

○委員

済みません、日付だけ。平成27年7月1日、これは仮だと思うんですが、これがやっぱり先ほど言った一番早い時期ということなんですか。それともこういう日付はつけないのでしょうか。

○教育長

7月1日になるって言ったね。一番早い時期。

○委員長

一番下の日付が7月1日になると。

特に趣意説明書のほうで御意見どうですか。

どうぞ。

○委員

2番の「新城育」って書いてございますが、「教」が抜けているかなということを思いました。

それから、3番の「日本の資源は人材であり」というところですが、それは昔から私たちも学校で小学生、中学生のときにこういう社会の教科書にあったような気がいたしますが、今確かにそうだと思うんですけども、時代は変わって人材の材が材料の材ではなくて財産の財という考えも今あるようです。どちらがいいとはちょっと私は言えないんですけども、この前の材料の材ですと、なんか使い捨て、材料というような感じもするものですから、財産の財はどうかと。それについてはわからないんですけども、そういう考えもあるかなという。

○委員長

今の言葉的に言えば人材というのは、ここに使う字ね、才知ある人物、役に立つ人物ということで、一般的に使われている正しい使い方ですので。

○委員

はい。それで私もインターネットで調べてみたんですけど、人材と人財の違いを考えるとというのも載っております、その人の感性だと思うんですけども、読んだ方の、そういう考え方が違いますよってことが。

○委員長

新しい言葉ですよ、財産のほうはね。

○委員長

まだ一般化されていないですよ、それは。

○教育長

既に校長会等では教育長の文章で以前、伝えてありますが、やはりまだ部分的なことなので、公式な文章ですので、材料の材のほうで、一般的なところで使ってみたいなと。財産の財は一応、新城市内の校長たちは承知しているというふうに思います。

○委員

そうですか。ありがとうございます。

○委員

広い視点で述べられていて、国の教育委員会制度が改正されるということで危惧する姿勢が鮮明に打ち出されていて、大変いいというようにまず思いました。

特に教育の中立性を守る防波堤という文言だとか、2のところで言うと、改革、再生といった言葉に振り回されることなくという表現が明快でいいなと思いました。

加えたいところもちょっとあるように思ったのですが、けどちょっと難しいものから迷っているんですが、新城市の教職員信条というのがありましたよね。

○教育長

「一人の子どもに光をあてて」というやつだね。

○委員

そうです。一人の子どもを粗末にするとき教育はその光を失うっていう教で、定期人事異動とか、管外から先生方がみえるときには必ずその教職員信条を示していたと思います。私もその世代で育って、新城市の教育っていうのはこれなんだと。一人の子を粗末にしてはいけないってところをすごく大事にしている。親の立場に立って一人の子のために泣くことができる教師になろうっていう文言があるんですね。私はそれがすごく印象に残っていて、新城市の教育っていうのはそういう積み重ねでずっと来ているものですから、なんかそういう教職員信条を入れられないのかな。歴史的な重みっていうものを入れられないのかなと思ったんです。でも入れるところがなかなかなくて、難しいなと思うのですが、もし入れるとすれば、改革、再生という言葉に振り回されることなくっていう2のところで、新城教育の歴史の重みをかんがみとか、何かそのような抽象的な表現になっちゃいますが、入れられないだろうかと思いました。

それから、中立性の重なりがあるなと思いました。1の最後の行の「教育の中立性を守る防波堤」というところで、中立性のところをしっかりとらえています。3のところの下から2番目のところに「教育の中立性の担保が重要です」というのが書かれてきておりますので、3のところはちょっと削除するとどうなるかなと思いました。4行目の「今後、世界の中で」の次の「常によりよい日本をつくるためには」ってところを削除して読んでみますね。「今後、世界のなかで日本が平和で健全な国として歩むためには、教育による人材育成が不可欠です」となります。これで、中立性の重なりがなくなるかな。このところは人材を育てるというところで統一できたらいいのかなということも思いました。

それから、細かいところで、1から行きますと、下から3行目の「それゆえ首長によっては教育方針が大きく左右し」というふうになっているのですが、「首長によっては大きく左右され」のほうかなと思いました。それから、2のところの最後の文の「教育機会が準備されるように憲章に位置づけました」。準備がいいのかな、それとも保障という言葉のほうが、「教育機会の保障」としたほうがいいのかということも思いました。気がついたところはそんなところです。

○委員長

はい、ありがとうございました。

○委員

僕は一つだけ。ここはちょっとわからないですけど、上から3行目、「しかし、歴史を振りかえると」というところのくだりは一回考えたほうがいいのかということに思いますが、確かにそういう側面もあったと思うんですけど、それを序文の中に入れなくても、ほかの文言でもいいのかなと思っています。

○委員

重いなあと。

○委員長

強い、インパクトがある。

○委員

そうですね。あまり負の遺産を全面に出す必要は、あまりないのかという気もします。

認識するのは大事ですけど。

○委員長

どうぞ。

○委員

私はですね、鍵括弧がちょっと多いかなという気がしまして、少しどこに、ここは鍵括弧つけたいというところを絞ったほうが効果的かなというような気がしたので、それが一つですが。

2のところの3行目、「一人一人が勉学にいそしみ英知を磨き」というふうにしてあるんですけども、勉学という雰囲気的には私はもう、もう広く学びみたいなイメージかなというふうにして思ったんですね。勉学ってやると、いわゆる学校でやる勉強みたいなイメージが強いんじゃないかと思ったので、この辺もう少し幅のある言い方ができませんか。

○委員

これ「一人一人が身につけることです」までが一文なんですよね。すべて項目ごとになっているので、学ぶってのから始まってという話ですね。

○教育長

対になっている勉学英知っていう、それから学習態度、生活習慣っていうそういう対の言葉で入れ込んであるだね。

○委員

全部で一つなんです。

○委員長

そうすると、勉学にいそしむって慣用句のような形で使われる言葉なんだね。

○教育長

逆にいうと、今の学校教育の一番大切なのは勉学にいそしむんだけれども、勉学にいそしむことをそっち置いておいて、楽しく楽しくばっかりやっていたはいかんで言うんだよ。楽しくなくてもやらなきゃいかんということがあっていうのが、この勉学にいそしむって、教育長の思いが強過ぎるかもわからないけど。

○委員

学ぶって言っていることが学校教育に限定されるのであるならば、もちろんそれもあるかなと思ったんですけど、学び続けるというようなイメージで私はちょっと受け取っていたので、もっと広い学ぶというような形がいいんじゃないかなというふうにして私は思ったんですが、勉学にいそしむと英知を磨きっていうようなのが一つの対になっていて、勉強もするよ、英知っていうのはもっと違う意味があるよねっていうようなことであるならば、これでもよろしいかなという気がします。

○委員長

これ学校教育と生涯学習の両方が含まれていると、そういうことですよ。

あとはいいですか。

それじゃあ私、一ついい。3番の日本の「資源は人材であり」ってありますよね、この日本の資源は「人材」かなというように思うんだけど、「資源は人材」に鍵括弧入れてあ

るわけだよね。「資源は人材」というね。

○教育長

それで下の産業の「常によりよい日本をつくる」、これは、天皇陛下の年頭のお言葉、それを引用しているので鍵括弧してあるわけです。

○委員

それじゃあ削除しちゃあいかんですね。

○委員長

これは、こういうふうにしてつけてあると。

○委員

僕らでほかの表現はうまくできないかなと

○教育長

強い。

○委員長

歪曲化というのが、例えば左右されとかね、そこだと弱いかね。歪曲化。

○教育長

ドイツだとか日本の例を見ると、まさにそのとおりだもんね。

○委員

うーん。

○委員

振り返らなくても、現在進行形だったりしますよね。

○委員長

厳しいですね。

○教育長

一回考えてみます。

○委員長

じゃあ、そんなところでよろしいですか。

一応教育長さん、そういうことで、これは意見をお伺いということでもいいですよ。

○教育長

そうですね。それで、両方についてはプレ総合教育会議で話し合いますが、その前に原稿を皆さん方のもとにお送りしたいというふうに思っております。

○委員長

ありがとうございました。

では(3)中学生議会について、教育部長、お願いします。

○教育部長

中学生議会が間もなく開催されます。来月、2月9日月曜日であります。午後2時半から4時半までの予定であります。場所は市議会の議場です。

すべての中学校、6中学校からそれぞれ各校2問ずつ質問が出ておりますので、計12問ということになります。

きょう午前中、臨時の部長会議におきまして答弁案の検討をしております。質問がたくさんありますので、非常にスケジュールがタイトになっておりますが、通告のあった質問に対しましてとりあえず答弁をします。その後、10分間の再質問というのですか、そういった時間をとってありますので、それがどんな再質問が出るのかというのはまた未定であります。そんなふうで予定をしております。

それから、ティーズで放送がされます。ただ、ちょっとリアルタイムではないのですが、2月28日と3月1日、それから3月7日、8日の午後7時からティーズで放送がされる予定であります。恐らく傍聴も可能だと思いますので、よろしければ来ていただければ、直接聞けると思います。

質問の内容ですが、それぞれ多岐にわたっております。環境問題、通学の問題、それから国際交流、産業の活性化、林業、観光の関係、それから福祉問題まで多岐にわたってやっております。今回で3回目になりますが、大分この質問がこなれてきたといいますか、よくはなっているなというのは実感としてあるところであります。

ちょっと時間が短いものですから、しっかりした議論をし尽くすというところまではなかなか行かないんですが、ことしから若者政策へ取り組んでいる。それから、若者議会というものを視野に入れておりますので、その事前の訓練というのですか、中学生ですので、そういった部分もあるのかなということは市長も言っております。こういったところで議論の訓練をして、卒業して、若者議会、若者政策のほうにもつながっていけばいいというような考え方も持っておるところであります。

中学生議会については、以上でございます。

○委員長

何か質問ありますか。

どうぞ。

○委員

過去の中学生議会を見せていただいております。1回目と比べると2回目は本当におもしろいというか、再質問ができるようになったので、それがすごくいいなというふうに、限られた時間の中で再質問ができるようになったというのはよかったなといったことを思いました。

市長が皆さんの提案というかを反映していくようにしますねって、これ持ち帰って考えますねっていうふうな形になっていると思いますけども、具体的にこういうものが実際の市政で反映されているというか、進めますよみたいなものがあれば、特に中学生議会に出て来ている子たちには、あなた方の先輩が去年もしくはおととし言ったことがこんなふうになっているというのを最後の総評か何かで市長が言っただけのような形になるといいなというふうなことを思います。お願いします。

○教育部長

市長に伝えておきます。

○委員長

あといいですか。

じゃあ4番の新城市教育委員会の委員の定数を増加する条例の一部を改正する条例(案)について、教育総務課、お願いします。

○教育総務課長

今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴いまして、この条例を改正するものです。

法の第3条のところで組織の条項がありまして、今までの条文では、教育委員会は5人の委員をもって組織する。それが改正で、教育委員会では教育長及び4人の委員をもって組織するというふうになりました。どちらについても条例により増員可能という条文になっております。

本市の場合は、既に1人の増員をしておりますので、新城市教育委員会の定数を増加する条例というものが制定されておりますが、先ほど教育長からお話がありましたが、今回、教育長が委員を外れるということになった場合、さらに1人を追加し、計2人の追加を提案し、そのために議会に対して条例の上程をするものであります。

ただし、この条例には経過措置というところがありますが、この条例の施行の際、現に在職する教育長の教育委員会の委員としての任期が満了する日(当該満了する日前に教育長が欠けた場合にあってはその欠けた日)ということまではなお従前の例ということですので、4月1日から施行はしますが、新教育長になるまでは旧来の条文、現状の条例を維持するというまま提案をしていくという形になります。

なお、今、条例名でありますけども、今のところ委員の定数を増加する条例の一部改正という形にしてはありますが、これは行政課の法務担当と話をしまして、ここの委員の定数というところに教育長及び6人という表現が入るとちょっとおかしいではないかということ調整はしておりますので、委員の定数の増加をする条例ということであれば、教育長という言葉を外して6人とするパターンと、逆に今回上位のほう教育長及び4人という組織方法になりましたので、新城市教育委員会の組織に関する条例という形で別個おこすかということで今議論はしておりますが、いずれにしろ今回の3月議会に上程をするということで写しを報告をさせていただくものであります。

○委員長

よろしいですか。ちょっと確認ですけど、経過措置のところですが、この条例の施行の際、現に在職する教育長の教育委員会の委員としての任期が満了する日まではなお従前の例によるということは、さっきの話し合いで28年3月31日まではこういう状態であるよとそういうことですね。このままだと、そういうことですね。

○教育総務課長

今の来年3月31日というのは、その括弧の中に書いてあります。教育長が退職をされるということで欠けたという形をとるものですから、そうした場合には新しい新教育長という形になります。

もう一つつけ加えさせていただきます。

資料を次の就学指導員の後に一覧表がつけてあります。今回の地方教育行政組織及び運営に関する法律の一部改正があるんですが、それに伴いこれだけの条例、規則を直さなけ

ればならないということになっております。

1から7の上のほうのところは、今回の3月議会で条例の改正が必要なものであります。特に教育長の表現であるとか、教育委員さんの関係であるとかということ、このうちの6番だけが教育委員会の管轄であります、それ以外については担当課が違いますので、それぞれで条例の変更をお願いしてあります。

さらに、AからJのところについては規則でありますので、委員長から教育長に変えたりとかということについては、今のところ3月の定例会で規則改正、さらに先ほどの経過措置という形ですべてつけて上げていきたいというように考えております。

以上です。

○委員長

教育長、何かありますか。

○教育長

今も課長言われたんだけど、改正地教行法によると教育長は委員ではないので、やっぱり委員の定数を増加する中に教育長というのが入っているのはやはりおかしい。これは矛盾になるので、これ出すわけにはいかんと思いますね。

○教育総務課長

はい。先ほど言った、このままであるなら教育長という言葉を外すか、教育及び6人という言葉を入れるのであれば、新たに組織に関する条例という形でおこすかということで、どちらが標準かということは今法務のほうと相談をしております。

○教育部長

これはですね、委員の数を何人と決めるといううたい方が二通りありまして、今の新城の条例は、教育委員は6人でもって組織するという言い回しになっています。もう一個あるパターンというのは、教育委員の数は何人とするという、教育委員だけぽんとうたううたい方がありまして、今のうちの条例の一部改正になると、今、教育長さんが言われたこととちょっと齟齬をきたすのかなというのがありますので、まだこの辺ですね、ちょうど二、三日前にその辺の議論が始まりましたので、ちょっと法制執務のほうの担当のほうと早急に調整をかけていきますので、はい。

○教育長

やっぱり国の法令と整合性がないとまずいので。

○教育総務課長

そのほうがよろしいかと思えます、はい。

○教育部長

そうですね。

○委員長

はい。じゃあ、このことについてはよろしいですかね。

(5) 鳳来寺小学校改修計画と作手小学校及び山村交流施設実施計画中間報告について、教育総務課と文化課、お願いします。

○教育総務課参事

それでは、まず鳳来寺小学校の改修計画と作手小学校の建設実施設計の中間報告について御説明したいと思います。

お配りしました資料の鳳来寺小学校改修工事实施設計中間報告というものをご覧ください。

鳳来寺小学校の改修工事につきましては、平成28年4月1日を統合の日として校舎の改修工事を実施する計画であります。今年度におきまして補正により確保した予算でこれまでに基本設計を完了しております。現在、実施設計に取りかかっております。また、用地買収のための用地測量等を進めております。その設計概要が固まってきましたので、説明させていただきます。

資料の表紙をめくっていただきますと、右下に記載のページ数、1ページをご覧ください。

今回の工事は大きく分けると、①の校舎の増改築、②進入路の拡幅工事、③放課後児童対策施設の建設、それから④プールの改修、⑤駐車場、玄関前ロータリー及び外溝工事となります。これらの工事を27年度から29年度にかけて順次実施してまいります。

2ページをごらん下さい。

校舎の1階平面図になりますが、右下がりの斜線の網かけ部分が、今回建物を増築する部分で、増築する部分は図書室、児童のトイレ、それから玄関などとなっております。それから、斜線右上がりの網かけの部分につきましては、施設を改修する部分であります。職員室、保健室、給食室、理科室などが改修部分となります。

続いて3ページをご覧ください。3ページは2階の平面図です。

普通教室を2部屋増築し、それから家庭科室を改修する計画となっております。

続いて4ページをご覧ください。これは校門付近に建設します放課後児童対策施設です。この施設は、放課後の児童のためにさまざまな内容の活動を検討しております。地域における共育活動の推進拠点となるように運営の仕組みを現在模索している最中です。内容の一部にそろばん塾などの民間事業者の参入も視野に入れておりますので、学校施設ではなく生涯学習施設として位置づけをしていく予定であります。

全体的に用地買収についてですが、7名の地権者がおありまして、今後、測量等が完了し、準備が整いましたら、引き続き用地交渉のほうに入って行く予定であります。

以上が鳳来寺小学校の改修工事の概要です。

続きまして、作手小学校の建設について説明をさせていただきます。

こちら今年度におきまして実施設計と用地買収を進めております。

5ページをごらんいただきまして、全体の配置の計画図です。施設の真ん中には、先ほど教育長のお話しにもありましたように、中庭として、共育広場を設けまして、その北側に小学校、南側に山村交流施設を配置しております。

小学校の最も北側に普通教室等が配置され、その南側に職員室などの管理系の諸室、その西側に音楽室などの特別教室、最も西側に体育館とその南側に給食室とランチルームという形の配置になっております。

なお、給食室については中学校との共同調理施設として設計しております。完成後は

中学校へ給食を配送する運用を開始する予定です。

続いて6ページをごらんいただきまして、敷地の予定図でございますが、太線で囲んだ部分が小学校用地として新たに購入する土地になります。現在、用地交渉を進めておりまして、地権者は4名みえます。

続いて7ページをお願いします。建物部分の平面図を少し拡大して見やすくした図になっておりますので、内容については、こちらを御確認いただければと思います。

続いて8ページをお願いします。これは教室棟の詳細図になります。特徴としまして、教室の南側には壁や窓で囲まれた土間があります。生徒は、この土間から各教室に直接設けられた出入り口から出入りをするという形になります。

9ページをごらんください。これは職員室、メディアセンターなどがある管理棟と、それから理科室、図工室、音楽室がある特別教室棟の詳細図です。メディアセンター等、各特別教室につきましては、山村交流施設を介して地域の方の利用も想定しております。

また逆に、山村交流施設のホールや調理室については、児童が授業や学校行事で使う予定もしておりまして、両施設は地域の共育推進の中心的な施設となる予定になっております。

作手小学校については、以上です。

○文化課長

続きまして、山村交流施設について、説明させていただきます。

5ページをごらんください。先ほど小学校のほうでも説明ありましたように、小学校と隣接した形で左下のほうですけれども、太枠で囲った下のほうが山村交流施設というふうになっております。こちらにつきましても、小学校と歩調を合わせまして今年度、実施設計、それから用地買収のほうを行っております。

6ページをごらんください。6ページ、真ん中の左側に点線で囲った部分がありますけれども、こちらが今回、用地買収をするところです。用地面積としましては、全体で2,480㎡ですけれども、今回の買収面積としましては1,696㎡、地権者2名、それから物件補償として3件ございます。

配置につきましては、最後に10ページをごらんください。真ん中に山村ホール、舞台付きのホールがあります。こちらが208名収容となっております。

それから、ホールの左側に娛樂室ということで和室が二間、それからホールの右側が会議室ということで小会議室と多目的会議室になっております。

それから、上のほうの左側につきましては、調理室、その横に学童保育室というキッズルームを設けております。それから、一番右側になりますけれども、こちらが図書室というような配置になっております。来年度から建設を予定しております。

○委員長

はい、ありがとうございました。

何か御質問等あったらお願いします。

○委員

いいなあという印象を受けました。ぜひいい共育施設にしていただければなと思います。

一つですけれども、柳黄川小学校の内覧会におじゃましたときに、クワイエットルームという名前がついていました。クワイエットルームって、一般的に使われているかどうかわからないですけれども、精神科などでクールダウンをするための部屋というような使い方をされていますので、今回、名称をつけられることがあるかと思うんで、そういう部屋がもしあればですね、もうちょっと違う表現をしていただけるといいなということをおもいます。ぜひお願いします。

もう一つですけれども、保健室ですけれども、この間、現役の先生たちとの懇談会のときに、リクエストの中にシャワーが欲しいとか、汚物を処理できるような形が欲しいなというようなことを希望されました。、小学校の子だってお漏らししちゃうというようなことがあるかと思うんですよね。

○教育総務課長

今は。予定しております。

○委員

入っているんですね。ありがとうございます。

○委員長

クワイエットルームについては？

○教育総務課長

今回はないです。

○委員長

今回の場合はないですね。

○委員長

あとどうでしょう。

○委員

鳳来寺の学童支援施設のことですが、運営の方法を今考えているということだったんですけども、これは校舎と離してというのがまずそもそもの発端というか、そういう感じなんでしょうか。

○教育部長

既存の校舎に取り込むかどうかという部分もあるんですが、部分的に教室が足りなくなると増築をしなければならないというような状況にあるものですから、一緒にはできないということで、それから敷地と建物の関係もあるものですから、それで今は別棟でつくるということを考えております。

○委員長

ちょっとそれに関連してですけど、1ページの図面を見てお願いしたいんですが、2番のところをまず広げるんですよね。②のところ。それは、連合、海老、それから鳳来西、そちらの方面からのスクールバスも入るとかそういうこともあるんですけれども、これ2番通ってどこまでスクールバス行けます？そこら辺はまだこれからですか。

○教育部長

⑤って書いてあるところ、この来客用駐車場と書いてありますが、ここらがロータリー

の形で旋回ができると。

○委員長

なるほどね、ロータリーになるんですね。

○教育部長

そんなことを考えております。

○委員長

スクールバスって幾つ、3台ね。連合方面、海老方面、鳳来西。

○教育総務課長

連合、海老で一つ。西が二つに分かれます。

○委員長

西が二つね。

作手の山村ホールの座席というのは可動式ですか。

○文化課長

一応可動式でしまえるタイプを考えています。

ただ、電動にするか、手動にするかというのがまだ決まっていません。

電動にして壊れたときにいろいろ費用がかかる部分もありますので、その辺はまだちょっと今検討中です。

○委員長

そうですね。メンテナンスのこともきっとあるだろうしね。まだ検討中なんですね。

○文化課長

はい。

○委員長

あとどうでしょう？

○委員

どちらも共有にかかわる施設ができて、すばらしいなと思います。

1点だけ、作手のほうで特別支援教室ですが、普通教室が6教室あって、特別支援教室1教室なんですけど、知的障害、情緒障害、1名でもクラスを設置できるようになったそうですが、そのところが大丈夫ですか。

○教育総務参事

その対応については、今、特別支援教室と書いてある普通教室の並びの一番左側のところになります、この部屋はパーテーションで中が仕切れるようになっています。一つの部屋を二つに区切って使うこともできます。また、それでも部屋が足りなくなれば、またさらに左に多目的スペースというちょっと広いスペースがありますが、そのあたりを改造し対応することができる予定です。

○委員

鳳来寺小学校にそろばん塾が入っているとおっしゃったと思うんですが、ほかにも希望があれば塾系のものが入っていくのでしょうか。

○教育部長

ここ、鳳来寺小学校の放課後児童対策のための施設というのは、一応設計の図面は書いてはいるんですが、まだ具体的にしっかりどんな運用をしているというのを決めきったわけではありません。検討をやっている最中であります。このところを、いわゆる従前の児童クラブみたいに行政がすべてやりますよというようなスタイルではなくて、まさに共育、地域の方々が入っていただいて、やるというようなことを考えておりますので、そろばん塾というのがありましたですけれども、そろばん塾は今は鳳来西小学校の学校の下で個人の方がとろばん塾をやっている。子どもたちは、そのところへ通いバスを待っているだとかというような取り組みをしているものですから、そういったようなことが今度新しい鳳来寺小学校でもできないのかということと民間の塾みたいなものを入れることができないのかという議論を今しておりますので、基本的には市がすべてお膳立てをしてというよりは、地元の地域の方々にそこを活用していただいて、放課後の子どもたちへの取り組みというものがここで展開できたらまさに理想なのかなという思いはあって、いろいろ議論を検討している最中でございます。

○委員

作手の施設が非常にいいので、実施設計なので今さらこんなことを言ってもしょうがないんですけども、作手中学の建物がどういう状況かわからないんですけども、例えば作手中学もここで賄えるような展開ができるとおもしろいかなと思いました。すごくいい施設ですね。

○委員長

御意見ということで。

○委員

はい。

○委員長

では、いいですかね。

はい、どうぞ。

○委員

すばらしい器がどちらも出来つつあるかなというふうに思っているんですけども、どんな学校づくりをしていくのかというふうなコンセプトみたいなものをどこかの段階で見せていただくと、こんなことを考えて、それを実現するハードとしてここにありますよというのが見えてくると、この先、施設ができるかできないかというところはいろいろあるかと思うんですけども、すごく大きなモデル事業だと思うので、市内全域にどのような影響を与えるかといったことを考えた上で、その辺をやっぱり見えるようにしておいていただくといいなと、いい影響として残していけるかなという気がしますので、ぜひそんな検討もしていただければと思います。

○委員長

そうですね。委員の今言われていること、すごく大事なので。ハードができて、それだけで完成じゃないものですから、やっぱりソフト面で、この施設を運用してどういうふうを活用していくかということがすごく大事なものですから、そこら辺のこともしっかりや

っていきたいなというふうに思います。

○教育部長

今、委員長さんがおっしゃられたとおりですね。特に作手の学校については取り組みが先行しているものですから、地域と皆さんが行政から言われてではなくて、自分たちでこういった施設ができる、だったらこんな扱い方ができないのかって、いろいろ御自分たちで議論をされてみえるものですから、それは本当に頭が下がる思いでありまして。

ただ、何でもかんでもできるというものではないものですから、その中に行政がかかわって、これはこうしたらどうでしょうかというようなことをというようなことですので、こちら辺はほかの学校のモデルにしていきたいというふうに思います。

○委員長

はい、どうぞ。

○委員

作手の方々が大変満足しているという話を聞いたんですね、この施設をつくることによって。学校とか教育とかそういうものをつくったり、考えたりするということは、その地域の方々にとってもものすごくうれしいことである、満足するものであるという一つになるというんですかね、そういうものになるんだなということをお話しを私は聞いて思ったんですけれども、何か作手がこれをつくることによって一つにまとまったというような感じを受けました。

○委員長

はい、どうぞ。

○委員

すごい戻ってしまっただけなんですけども、教育方針なんですけども、済みません。これの3の中で、作手の共育施設のことと鳳来北西部の共育施設のことがぽっと出てきたときに、ここ施設のことが書いてあったんで、ふーんと、どういように施設になるのかな、もうちょっとつながりが見えるといいなと思ったんですけども。確かにこれをつくってきた過程というか、この設計をしていく間にいろいろなことを話し合ってきたということがまさにこれなんだなって、ああ、そうか、そうかって今思ったんですよね。

その辺というのが、こちらのほうがぜひどういう思いで皆さんがつくってきたのかというふうなことを知らない人は多分知らない、わからないと思うので書いていただきたいなと思ったのと、そういう機会ができたということ、みんなでそういう場を考えることができたということは、確かにネガティブなことばかりでなくて、学校が一つになったということの大きな効果だったなというふうにして思います。そこを私たちはすごく重要に考えるべきだなと思いますし、合併するということじゃないと、こういった根本的にいろいろなことを考え直すということはなかなかできないんですよね、できづらい。

私もいろいろやりたいなと、できたらなと思ったりするんですけども、きっかけみたいなものをつくるのはすごく大変だなというふうに思っていますので、その辺をどんなやり方があるのかなとか、みんなでそのきっかけを考える、ちょっとずつ進んでいけば一番いいと思うんですけれども、そのやり方とか、どこでもやれる形というのを、合併

しなくてもやれる形というのをもっともっと考えていけるといいかなというふうなことを思いました。

○教育部長

その辺はですね、これで新しい目に見える形のものが立ち上がってきますので、そういったことって、あそこすごくいいことやっているな、自分たちのところでもできないのかなというような思いが浮かび上がってくると、これはしめたものだと思います。恐らくどうなんだって問い合わせがくると思います。実はこんなふうで、地域が一丸となってやったもんですよっていうようなことでお知らせをすることができるのかなという気はするんですけどね。

○委員

市民の総会みたいな事業をこういう学校を会場にして見ていただくようにするとか、そういうきっかけづくりができるといいかなということをちょっと思ったんですけど。

○教育長

作手小学校は最初に哲学があって、その哲学に基づいた設計ということで、恐らく全国にも類を見ないというふうに思うんですね。

あと設計の中で、外観のことは出ていないんだけど、シンボリックなもの、やっぱり象徴するようなものがないとアピール度が低くなると思います。その辺が設計事務所さんが実施設計の中でどれだけ具体化しているかということ、これはやっぱり早急にこの中で出して行ってほしいなということは思いますね。やっぱり作手の教育は、新城の教育の発信源になっていくところだと思うね。

○委員

作手の保護者や地域の方々の夢が詰まった校舎になると思うものですから、本当に形となっていくとすばらしいものになりますね。それがモデル的な形になって他地域に広がっていくといいのかなと思います。

ハード面はでき上がってきたときに、作手のよさっていうのは、どういう教育をしていくかというところが一番問題になりますよね。そこに魅力を感じれば作手に人が集まる、児童減少を食い止めるっていうような、まちおこしにつながっていくんじゃないかなと思います。そういった学校教育をどうするか。それから、子どもたちの放課後の対策も万全になっていく。子育てにも一番ふさわしい場所になる。学校教育のほうでも小中一貫、小中高一貫校として魅力のあるところをアピールしていけば、すばらしい地域になると思うものですから、そちらのほうの対策を早いうちに考え、進めていけるといいのかなと思います。本当に期待しています。

以上です。

○委員長

何か、部長さん何か。

○教育部長

作手は立地条件等でほかにはないものを持っているところだと思います。

特に今回建てる高里地区というのは、子ども園があり、これで小学校は新しい学校が一

つできてくる。中学校もすぐ近くにある。それから高校もっていう一つの学園エリアというですか、そういったものが構成できる。その中で各学校間の連携というようなものができていけばいいのかなど。これは、作手小学校を構成していくという一番初期の段階でそういったものをイメージしながら組み上げてきたものですので、これでもう建設に入っていきますので、その次は今、委員さん言われたように、それをいかに今後活用していくのか、生かしていくのかということに尽きると思いますので、学校教育の部分、分野もちろんですけれども、共育としての学校教育から外れた部分、そういったものもこれはいいものが展開できる可能性を非常に秘めた事業になっていくと思っておりますので、その辺は心してというのか、しっかり肝に銘じてやっていきたいと思っております。

○委員長

ありがとうございました。

じゃあ、次へ行っていいですか。はい。

○委員長

じゃあ、6、7、8、一括で学校教育課、お願いします。

○学校教育課長

まず初めのものですけれども、新城市就学指導委員会に関する条例の名称と一部改正ということについてお願いいたします。

まず、この案を今度の3月議会に上程させていただけたらと思うわけですが、この理由につきましては、学校教育法施行令の一部改正（平成25年9月1日）のものに伴って変更をするということでございます。

名称と一部改正ということについては、具体的には、今見ていただいておりますものの裏面に載せさせていただいております。ごらんいただけますでしょうか。

今まで新城市では、新城市就学指導委員会条例となっております。ここでは、適正な就学を図ることが主なねらいとなっております、それで就学指導委員会という名称になっておりました。それを特に今後につきましては、適切な支援を図っていく、つまり就学児のみならず、実際学校に入ってから適切な支援をしていくということを目的として名前も新城市教育支援委員会と、そういうふうに変えさせていただきたいということでございます。

それに伴って2条で言いますと、(2)に心身障害児の就学後の支援に関することというのを入れさせていただきました。(3)は一緒ですけれども、できましたらこれも上程させていただきまして、通りましたら27年4月1日から施行したいと思っております。

今、法務の方に見ていただきまして調整しているところでございますけれども、そんな対応でいきたいと思っております。

ちなみに、愛知県では同じような形で26年4月1日より運用されておりますことを申し述べたいと思っております。

続きまして、新城市いじめ防止基本方針の素案ということでご提示させていただいております。

これにつきましては、いじめ防止対策推進法の定めているところ、第13条にあるわけで

すけれども、学校はいじめ防止基本方針を定めるものとするという条文があります。

地方公共団体においては第12条で、そういったものを定めるように努めるとなっております。愛知県ではこれを受けまして、平成26年9月から県のいじめ基本防止方針をつくっております。

新城市の市立学校におきましては、もうす既に26年4月からできております。の方針を創ることは義務ではなかったわけですが、一応設置していく方向でこのような市のいじめ防止基本方針を出させていただきました。

これについては、またご覧いただき、この場で御意見いただくということではなくて、じっくり読んでいただいて、できましたら2月13日金曜日までに、お気づきの点がありましたら私にお教えいただけましたら、もう一度その部分を修正して2月の定例教育委員会議に出させていただきますと思いますので、よろしくお願ひします。

愛知県との違いといいますますが、共育を意識してつくったところは、(2)の関係者の責務と役割というところがございます。この中で役割というものを置きまして、県ですと1番から3番までの責務、3つ述べられている部分だけですけれども、新城市としては、④の児童生徒の役割、そして⑤の地域の役割といったことも入れさせていただきましたので、ご承知おきいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

続きまして、新城市いじめ・人権サポート委員会及び新城市いじめ・人権問題調査委員会の条例についてお願ひします。

この案を出させていただきますにつきましては、いじめ防止対策推進法の愛知県いじめ問題対策委員会及び愛知県いじめ問題調査委員会条例を踏まえて、いじめ防止人権擁護に資するために出させていただきますと思ひます。

また、重大な事態が発生した場合につきましては、その事実関係等を明らかにするための調査機関をすみやかに設置して問題に対処していきたいと考えております。

既に新城市では、いじめ・人権サポート委員会というものが実際ございまして、年2回ほど情報交換を行って動いております。その根拠となるのは、新城市いじめ・人権サポート委員会の設置要綱というのがあるわけですが、それを条例という形で格上げさせていただきました。対応ができたらと思ひます。

新城市の後ろに大村知事さんの名前によって、愛知県いじめ問題対策委員会及び愛知県いじめ問題調査委員会条例をここに公布するというような文言の文章があるかと思ひますが、これに準じてつくらせていただきました。

愛知県でいいますと、第9条のところに第3条から第7条までの規定は、愛知県いじめ問題調査委員会について準用する。この場合において第3条第2項及び第6条第2項中、教育委員会とあるのは知事と読みかえるものとするという文言がございます。ここのところは、新城市では、教育委員会とあるのは市長と読みかえるものとするという形で、第8条のところにこのような形で示させていただきました。

細かいことについては、先ほど上程するのと同じように法務の方にも見ていただきながら考えていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○委員長

では、何かお気づきの点、御質問等あったらお願いします。

○委員

いじめに関する条例というようなことですが、きょうここでこれを拝見して、2月13日までにそれぞれ気がついたことがあればというようなことですが、いじめに対する教育委員会の姿勢を示すことだと思うんですよね。なので、本来であれば、勉強会の時間に私たちもよくよくこれを読んで検討して、議論をした上で定めたものではないかなという気がするんですが、タイムリミットがあってということでしょうかね。どうですか。

○学校教育課長

タイムリミットというか、条例が3月議会に出されますので、何とかできるようでしたら3月でもいいんですけれども、条例より先にこちらがあったらいいかなと思います。

○委員長

委員の言われるのは、やっぱり議論したいというわけですか。

○委員

議論を尽くすべき問題じゃないかと思います。

○教育長

いじめ防止基本方針については、2月の定例教育委員会議会で議論するんですよ。

○委員

そうですね。というか、どのぐらいの議論になるのかということですけど。いろいろな話が出てくるんじゃないかなというように気がしたものですから、時間がどれぐらい、私たちが話し合うにしてもどれぐらい時間がかかりますかね、かけますかねということと、ですね。

○委員長

2月26日の私たちの研修会のときは、何か予定がありますか？

○教育長

要するに、プレ総合教育会議で受けたものは、やっぱり定例教育委員会議会でやらなければいけないので、ただ、この議論を研修会でやっていいのかどうかということがあるので、やはりちゃんとした教育委員会議の中でやらないと、うちとしての正式見解にはならないと思うんですよ、新城教育委員会として。

○委員長

それでは、これを臨時教育委員会の議題にかけて、それでやるという方向でいいですか。

○教育長

同じ日にやるのであれば、もう定例教育委員会議を最初からやって、ずっと通せばいいと思いますので、臨時にせずに。

○委員長

そうすると、それぞれが読んでおいてもらって、26日の定例教育委員会議のときにそこでしっかり議論すると、そういうことでいいですか。

○委員

どれぐらい時間を皆さんがかけたいと思いますかということもあると思うんですよ。

その間に1回臨時を挟んで、2回ぐらいは話をしなきゃいかんかねということなのか。もうそこで次の26日に話をすればまとまりますかねという。そもそも教育委員会制度がこれだけの話になったので、ここが発端なわけですよ。そう思うと、姿勢としてもきちんとしたものが求められるんじゃないかなというような気がしました。

○教育部長

この基本方針そのものは、ことしの4月から施行したいということで、それは議会の議決を得る必要はないものですから、制度的には3月のうちにとということなんですが、ただ、それと関連をしていじめ人権問題調査委員会だとかサポート委員会の条例化する、条例設置の組織にするという部分で、これは議会の議決が必要ですので、これとの兼ね合いになってきます。

ただ内容、基本方針の内容が条例にストレートに反映されているかという、そういうものじゃなくて、組織を設置しますよという条例だけですので、ですので、いじめ基本方針が根本的に、極端な話こんなものは要らないよというような話になってしまうと組織の設置条例が飛ぶという可能性はあるんですが、恐らくそんなふうにはならないのかなということですので、議論の時間は条例よりはあると、ただ、その辺がどのくらいとればいいのかというのは、またこれは委員さん方の御判断ですけども。

○教育長

もしこれに特化した臨時教育委員会議をやるとしたら、先ほどのプレ総合会議が14時から15時半ということなので、その後どこか会場を設けてやれば、できるということですよ。あと、その他の日程はちょっときついかと思います。

○委員

条例として定めたい、委員会の設置の件に関しては、私見たところですね、いいんじゃないかなって見てみて思いました。これを見せていただいて、次回の教育委員会のときにどうですかということで。やはりさっき部長言われたみたいに基本方針、こちらは議会を通さなくてもいいので、時間的な余裕はありますよってことでしたよね。

○教育部長

そうです。

○教育部長

要は、効力を発するのは4月1日ですので、この条例のほうも当然4月1日施行ですので、制度的にはそのこのところまでについていけばいいという話です。

○委員

それでも議会決定する前に本当はあったほうがいだろうね、それは。

○教育長

幾ら議論しても議論は尽きないことだと思うので。

○委員

そうですね、確かに。

○教育長

とりあえずは、やはりこの教育委員会議の教育委員としてのコンセンサスを確かめ合う

ということであれば、早い時期にやって、議論し合っただけということでもいいと思います。結論は出ないと思うんだよね。

○委員

さっき言われた6日に少し意見交換して、読んで、そこで出たものを13日までに反映して、2月の定例会のときに議論すると、それでコンセンサスし合うという話。

○委員長

じゃあ確認しますと、2月6日にプレ総合教育会議があるので、その後意見交換をします。

○委員長

臨時教育委員会議をやると、そういうことですね。

○教育長

それじゃあ会場をまた確保しておいてください、本庁の近くで。

○委員長

先ほど学校教育課長から御提案があった7についてはそういうことで、(6)(8)については何か御意見ありますか？これでよろしいですか。

じゃあ特に意見はないということで、よろしくお願いします。

○学校教育課長

ありがとうございました。

○委員長

続いて、生涯学習課から、これ別々のほうがいいですか。

○生涯学習課長

時間もありますので、一緒に。

それでは、資料が後ろから3枚目がまず公民館の関係ということになりますので、ごらんください。

3月の定例市議会に議案として上程する予定のものでございます。新城市の公民館につきましては地元へ譲渡するという形で整理を進めております。

今回、地元との協議が整いました野田公民館と上平井公民館を公民館の設置及び管理に関する条例から削除するものでございます。

それでは、めくっていただきまして、最後から2枚目の成人式の関係でございます。当日は委員の皆さま御出席いただき、ありがとうございました。特にトラブル等もなく終わることができました。

出席者につきましては、この資料の中段にございますように、554名の対象者に対して488名の出席がございましたので、出席率が88.1%ということになっております。横のほうに過去の出席率がメモで書いてございます。昨年が90%、それから、その前が91.7%ということで、今回、若干少なめではありますが、大体例年どおりの出席があったということでございます。

また、ことしも一般の参観者というか保護者の方でしょうか、非常にたくさんの方が会場の中へ入っていただいたとき、参観者と成人者合わせると800名を超える方が大ホールに

入ったということで、ほぼ満杯のような形で盛會に成人式を行うことができました。

また、資料につきましては、内訳等もございますので、後程ごらんいただきたいと思ひます。

○委員長

ありがとうございました。

何かありますか。

○委員

公民館の地元譲渡っていうのは、どのくらい進んだんですか。

○生涯学習課長

対象になる公民館が一番最初のときに50館あって、それで今回二つの館を譲渡いたしますので、この2館を入れて譲渡済みが27館になります。あと残りが23館です。

○委員

ありがとうございます。

○委員長

それでは、特にこれで質問もないようですので、ありがとうございました。

11番、「新城市の自然史—地学編」の発刊について、文化課、お願いします。

○文化課参事

資料の一番最後のページになります。今回、「新城市の自然史—地学編」ということで、昨年50周年を迎えて昆虫・動物編を発行したわけですが、第2弾ということで発刊の運びとなりました。1月30日発刊になります。このチラシを市内全世帯に配布し、皆さんに御利用いただければというように思っております。

後ろ面に白黒で印刷した部分が中身になります。新城市の大地の成り立ちということから始まりまして、各自然現象について紹介する、320ページのフルカラーになります。

今年度中、3月31日までは特別価格ということで2,500円で販売を予定しておりますので、ぜひお読みいただければと思っております。

以上です。

○委員長

ありがとうございました。

じゃあ12番、スポーツ課、よろしくをお願いします。

○スポーツ課長

別にお配りした資料のほうを見ていただきたいと思います。

第39回新城マラソン大会の申込者に対しまして、参加者数のほうを記録させていただいております。

参加申込者数が3,082人に対しまして参加者が2,695人、率にいたしまして87.4%の方が参加いたしました。

○委員長

ありがとうございました。

このことについてはどうでしょうか。

前日、当日と本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

では、それ以外で何か特別ということがあったらお願いします。

○委員

2点、今すぐお答えいただいてもいいのですが、新聞にエピペンのことが載っていましたが、アナフィラキシーという食物アレルギーの対応ですが、愛知県で594人となっていました。過去3年で4倍に増えているということが書かれていたものですから、新城市はどのようなかなと思って、もし情報がありましたら教えていただきたいと思います。やはり講習を先生方が受けていないとなかなか対応が難しいし、そういう子どもたちが最近ふえてきていると思うものですから、それが1点。

それから、もう一つは、ホームページの件ですが、私は情報を得るためにホームページを時々見るのですが、共育のことはトップページのところに共育の文言が入ってきて、これはわかりやすくなってきたなというふうに思います。あと、小中学校や地域自治体関係で、共育に関わる実践がどのように行われているところが見えてくるようになるとさらによくなるということをおもいました。

また、インフルエンザの話が冒頭にありましたけども、教育委員会のホームページで、どのくらい新城市で流行しているのかなと見ようと思ったのです。以前は市教委だよりのところに、あれはイントラでやられていたのかもしれませんが、各学校で情報を收拾して、どここの学校が何名というように流行の兆しがチェックできたのですが今はそういう情報が市教委だよりのところでは入っていませんでした。見ましたら、10月4日の紙飛行機教室ですかね、それ以来ずっと、10月4日以来更新されていないものですから、あまりこういうことを言うと嫌われるかもしれませんが、やっぱり市教委が持っている情報を提供していただけるとありがたいです。大変情報が少なくなっています。でも、アクセスを見ると、きのうでも四十五、六件あるんです。アクセスはあるのですが、更新は10月4日以来されていないと。そうすると、見た方は本当にかっかりすると思います。ちょっとそこら辺も配慮していただけるとありがたいなと思っています。

○教育長

きのうだけで四十何件あった1日で、きのう？

○委員

はい。

○教育長

やっぱりね、なかなか指導主事の数が足らなくて、本当に飛び回っているし、いろいろな研修会やったりね、手があるとできると思うんだけど、頑張っていきましょう。

○委員長

課長さんのほうから何かありますか。

○学校教育課長

先ほどちょっとエピペンというか、たまたまきのう養護教諭さんと会があって情報交換する機会がありました。除去食をやっている子が、対象になるのが確か18校ありまして、全部で54人の子どもたち、要するに54食ですかね、除去食等で対応しているというような

お話しを昨日聞きました。それが今のところの実態だというように思っております。

それから、インフルエンザにつきましては、委員が先ほど言われましたように、イントラでは各学校の養護教諭が全部書き込んでおりますので、今、どこが何人というのはいつもこちらでは把握しています。それをホームページでは発信していなかったんですが、毎日、今どこの学校が多いとか、あるいは学級閉鎖になっているとか、そういったことについては把握は、教育委員会の学校教育課で把握しております。

○委員

はい、わかりました。

○教育長

結局ね、エピペン等の救命救急の方法については、養護の先生方も、新城市はとにかく消防署と連携して、そういう研修の機会を毎年やっていると。そういったことを養護教諭は身につけているので、それはもう本当にうれしいことだということを言ってみえましたね。

○委員長

いいですか、そんなところで。

○委員

はい。ありがとうございます。

○委員長

では、次回の定例会議の確認です。2月26日午後2時30分からここでやると、そういうことで、そのまた1時間前に教育長室で研修会やると、そういうことでいいですね。

○委員長

では、大変遅くなりましたが、以上で1月の定例教育委員会会議を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

閉会 午後5時40分

委 員 長

委 員

委 員

委 員

委 員

教 育 長

書 記